

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和 8 年 8 月 7 日

支出負担行為担当官

長崎地方検察庁検事正 川 越 弘 毅

1 見積依頼に付する事項

- (1) 件 名 令和 8 年度一般定期健康診断等業務委託契約
- (2) 仕 様 等 交付する仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条及び 7 1 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 7 0 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 見積依頼説明書を受領し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であること。

ア 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者

イ 当庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

- (3) 次の各号のいずれかに該当しない者であること。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用

するなどしている者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力的な要求行為を行う者

キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

コ その他前各号に準ずる行為を行う者

- (4) 見積依頼説明書に基づき、事前提出書類等を提出期限までに提出した者で、かつ、その内容等を踏まえ、本業務を確実に履行できると当庁支出負担行為担当官が判断した者であること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒850-8560 長崎市万才町9番33号

長崎地方検察庁会計課用度係（担当：平山）

電話番号 095-822-4268（直通）

メールアドレス ppo37-yodo.nw6@i.kensatsu.go.jp

4 見積依頼説明書、仕様書等の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 見積依頼公示日から令和8年8月21日（金）まで
平日の午前9時から午後零時まで、午後1時から午後5時まで
- (2) 交付場所 長崎地方検察庁会計課用度係
なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合には、上記3の問合せ先に電話連絡すること。

5 見積書及び関係書類の提出期限、場所等

- (1) 提出期限 令和8年9月4日（金）午前10時（必着）
- (2) 提出場所 長崎地方検察庁会計課用度係
- (3) 提出方法 持参、電子メール、郵便又は信書便

6 見積合わせの日時

令和8年9月4日（金）午前10時

7 見積書に記載する見積価格

見積書に記載する見積価格は、総価で記載し、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）。

8 契約の相手方の決定方法

- (1) 予決令第99条の5の規定に基づいて決定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
- (2) 最低の価格の見積書を提出した者が2名以上あるときは、提出者のくじ引きにより決定する。

9 契約保証金の納付

免除する。

10 その他

- (1) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (2) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (3) 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、時間は日本の標準時及び単位は計量法による。
- (4) その他詳細は、オープンカウンター方式による調達実施要領及び見積依頼説明書等による。